

平成28年4月 障害者差別解消法がスタートしました

社会福祉課 ☎42-5615

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人も、ない人も共に生きる社会をつくることをめざしています。

法律では、「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮をしないこと**」が差別であるとされています。

●「**不当な差別的取扱い**」とは？
正当な理由がないのに、障害があるというだけでサービスの提供を拒否したり、制限したり、または条件をつけたりすることです。

●「**合理的配慮**」ってなに？
障害のある人から、困っていることを取り除いてほしいと求めら

	民間事業者 (会社・お店など)	行政機関 (役所)
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮	努力義務	法的義務

【相談窓口】
社会福祉課 ☎42-5615
FAX 42-2130

各種手当額の改定が行われます

子育て支援課 ☎47-1283
社会福祉課 ☎42-5615

全国消費者物価指数の変動(0.8%の引き上げ)に伴い、平成28年度の児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当が4月から増額改定されます。

※特別児童扶養手当と障害児福祉手当は、障害の状態の審査により併給することができます。

各種手当の支給要件・申請に必要な書類については、事前にお問い合わせください。

手当の区分	H28年度 4月からの月額
児童扶養手当 (全部支給)	42,330円
特別児童 扶養手当	1級 51,500円
	2級 34,300円
特別障害者手当	26,830円
障害児福祉手当	14,600円
経過福祉手当	14,600円

●お問い合わせ先
児童扶養手当・特別児童扶養手当
子育て支援課 ☎47-1283
特別障害者手当・障害児福祉手当・
経過福祉手当
社会福祉課 ☎42-5615

れたときに、過重な負担とならない範囲で、障害にあった必要な工夫や、やり方で対応することです。

「まごころ代行サービス」 をご利用ください

財政課 ☎42-5623

●まごころ代行サービスとは
市職員が市の発行する証明書等の代理申請や、市役所への提出物の預かり等を行うサービスです。

●利用対象者
一人を外出することが困難な、いわゆる交通弱者で次に該当する市民の方になります。

① 65歳以上の高齢の方
② 障害のある方
③ その他、市長が対象者と同等の状態にあると認められた方

●サービスの内容
① 次の証明書等の代理申請、自宅等への配達
② 印鑑登録証明書
③ 戸籍関係証明書(本人、夫、妻、子、孫、父母、祖父母のみ)
④ 戸籍附票(同右)
⑤ 住民票(本人、同一世帯のみ)
⑥ 所得、課税、納税証明書(同右)
⑦ 保健医療関係、福祉関係に関する申請、その他の手続き
⑧ 市役所への提出物の預かり及び簡易な依頼等への対応

詳しくは近隣の市職員や地域の民生委員に気軽に相談ください。

夜間納付窓口のお知らせ

税務課 ☎42-5614

平成28年度 夜間納付窓口開設日	
開設日	開設日
4月	4月28日
5月	5月26日
6月	6月23日
7月	7月28日
8月	8月25日
9月	9月23日
10月	10月27日
11月	11月24日
12月	12月22日
1月	1月26日
2月	2月23日
3月	3月23日

場所 安芸高田市役所
税務課
時間 17:15 ~ 19:00

●開設日
毎月第4木曜日(左表参照)
※第4木曜日が祝日の場合は翌日

●納付ができるもの
市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)
その他の料金等については、納付書をお持ちいただければ納付できます。

●制度内容について
20歳以上の方は、学生であつても国民年金に加入しなければならず、国民年金保険料の納付が義務付けられています。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ない方が多いため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

対象となる「学生」とは、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方で、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。そして本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

なお、家族の方の所得の多い少ないは問いません。

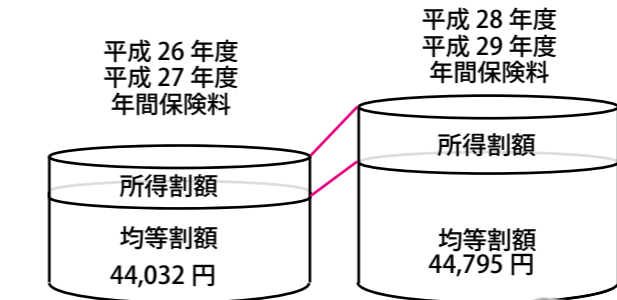
▼所得基準
118万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除等

●申請の方法
次の書類を添付して、お近くの市役所本庁・各支所で申請手続きを行ってください。

●保険料の追納について
学生納付特例期間については10年以内(例えば平成28年4月分は平成38年4月末まで)であれば保険料を遡って納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

後期高齢者医療制度 4月から保険料率などが変わります

広島県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎082-502-3060
保健医療課 ☎42-5619



わしは所得が低くて、平成27年度までは、保険料を安く(=保険料の軽減)してもらってたんじゃが…どうなるんじゃろ？



おじさん、大丈夫よ。所得の少ない世帯の人や、健康保険組合等の被扶養者だった人には、これまでと同じように「保険料の軽減」があるんよ。詳しくは、平成28年7月に届く「決定通知書」をよーく見んさいね。所得の申告をしてないと軽減されていないこともあるから注意するんだよ。



平成28年4月からの変更内容

平成26・27年度 均等割額 44,032円
平成28・29年度 均等割額 44,795円

所得割率 8.43% ⇒ 8.97%

保険料は、平成28年4月から平成29年3月までを1年間とし、下の計算式で年間保険料を計算します。

年間保険料=均等割額+所得割額
(限度額57万円) (44,795円)

所得割額の計算式は以下のとおりです。

※(総所得金額等-基礎控除)×所得割率
(33万円) (8.97%)

※総所得金額等とは、「年金収入-公的年金控除」「給与収入-給与所得控除」「事業収入-必要経費」等で社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外に分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額等に含まれます。

学生納付特例制度のお知らせ

三次年金事務所 ☎0824-62-3107

●添付書類
① 国民年金手帳
② 在学期間がわかる在学証明書の原本または、学生証のコピー(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載のあるものは裏面を含む)

●注意
学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、3月から4月が開始に再申請の用紙(ハガキ)が送られてきますので、引き続き学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入のうえ、年金事務所等へご返送ください。